

個人が農業に参入する場合の要件

○ 農業委員会は、農地のすべてを効率的に利用すること等の要件をすべて満たした場合に限り許可。

1. 農地のすべてを効率的に利用すること

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

2. 必要な農作業に常時従事すること

農地の取得者が、必要な農作業に常時従事（原則、年間150日以上）すること

3. 周辺の農地利用に支障がないこと

水利調整に参加しない、有機農業の取組が行われている地域で化学的に合成された肥料及び農薬を使用するなどの行為をしないこと